

建設常任委員会関係

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(348) 一略一	(1)～(348) 一略一
(349) 建築基準 建築確認 次の表の 法第6条第1項申請等手 左欄に掲 (同法第87条第数料 げる区分 1項において準 に応じ、そ 用する場合を含 れぞれ同 む。)の規定に 表の右欄 基づく建築物 <u>に定める</u> (同法第86条の <u>額</u> 8第1項若しく は第87条の2第 1項の規定によ る全体計画の認 定又は同法第86 条の8第3項 (同法第87条の 2第2項におい て準用する場合 を含む。)の規 定による全体計 画の変更の認定 を受けた建築物 を除く。以下こ の号において同 じ。)の確認の 申請又は同法第 18条第2項(同 法第87条第1項 において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく 建築物の計画の 通知に対する審 査	(349) 建築基準 建築確認 次の表の 法第6条第1項申請等手 左欄に掲 (同法第87条第数料 げる区分 1項において準 に応じ、そ 用する場合を含 れぞれ同 む。)の規定に 表の右欄 基づく建築物 <u>額(建築物</u> (同法第86条の <u>エネルギー</u> 8第1項若しく <u>消費性</u> は第87条の2第 <u>能基準等</u> 1項の規定によ <u>を定める</u> る全体計画の認 <u>省令(平成</u> 定又は同法第86 <u>28年経済</u> 条の8第3項 <u>産業省、</u> (同法第87条の <u>国土交通</u> 2第2項におい <u>省令第1</u> て準用する場合 <u>号)第1条</u> を含む。)の規 <u>第1項第</u> 定による全体計 <u>2号イ(2)</u> 画の変更の認定 <u>及びロ(2)</u> を受けた建築物 <u>又は第10</u> を除く。以下こ <u>条第2号</u> の号において同 <u>イ(2)及び</u> じ。)の確認の <u>ロ(2)に定</u> 申請又は同法第 <u>める基準</u> 18条第2項(同 <u>に適合す</u> 法第87条第1項 <u>ること</u> において準用す <u>について審</u> る場合を含む。) <u>査を受け</u> の規定に基づく <u>る場合に</u> 建築物の計画の <u>あつては、</u> 通知に対する審 <u>当該額に</u> 査

同表の付
表の左欄
に掲げる
区分に応
じ、それぞ
れ同表の
右欄に定
める額を
加算した
額)

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	8,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	27,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	49,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	204,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	328,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	623,000円
備考 一略一	

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	10,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	21,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	44,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	246,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	389,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	694,000円
備考 一略一	

第349号の表の付表

区分	金額
一戸建て住宅（人の居住の用に供する部）	13,000円
床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する	

分（以下「住宅部分」という。）及び人の居住の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。次号の表の付表において同じ。）に係るもの	床面積をいう。以下この号、次号の表の付表、第423号の11の2、第423号の11の3及び第423号の15において同じ。）の合計が200平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	14,000 円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（非住宅部分を有しないものに限る。）を	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	24,000 円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	37,000 円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	59,000 円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	77,000 円

(349)の2 建築 全体計画 次の表の
 基準法第86条の認定を 左欄に掲
 8第1項若しくは受けた建 げる区分
 は第87条の2第建築物の確 に応じ、そ
 1項の規定によ 認申請等 れぞれ同
 る全体計画の認 手数料 表の右欄
 定又は同法第86 条の8第3項 に定める額
 (同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による全体計画の変更の認定を受けた建築物に係る同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査

いう。以下同じ。)	もの	
(複合建築物の住宅部分の増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。次の表の付表において同じ。)に係るもの		
備考	建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。	

(349)の2 建築 全体計画 次の表の
 基準法第86条の認定を 左欄に掲
 8第1項若しくは受けた建 げる区分
 は第87条の2第建築物の確 に応じ、そ
 1項の規定によ 認申請等 れぞれ同
 る全体計画の認 手数料 表の右欄
 定又は同法第86 条の8第3項 に定める額(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合すること

について
 審査を受
 ける場合
 にあって
 は、当該額
 に同表の
 付表の左
 欄に掲げ
 る区分に
 応じ、それ
 ぞれ同表
 の右欄に
 定める額
 を加算し
 た額)

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	7,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	10,500円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	13,500円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,500円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	34,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	102,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	164,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	311,500円
備考 一略一	

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	6,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	12,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	19,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	25,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	33,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	48,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	144,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	225,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	383,000円
備考 一略一	

第349号の2の表の付表

区分	金額
----	----

一戸建て の住宅に 係るもの	床面積の合計が200平 方メートル以内のもの	13,000 円
	床面積の合計が200平 方メートルを超えるも の	14,000 円
共同住宅 等に係る もの	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	24,000 円
	床面積の合計が300平 方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	37,000 円
	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	59,000 円
	床面積の合計が5,000 平方メートルを超える もの	77,000 円
備考 建築物を増築し、又は改築する場 合における床面積の合計は、当該増 築又は改築に係る部分の床面積につ いて算定する。		

(350)～(351)の2 一略一

(352) 建築基準 中間検査 次の表の
法第7条の3第を受けな 左欄に掲
4項の規定によい建築物 げる区分
る中間検査を受の完了検 に応じ、そ
けない建築物に査申請等 れぞれ同
係る同法第7条手数料 表の右欄
第1項の規定に に定める
に基づく完了検査 額
の申請又は同法
第18条第29項の
規定による中間
検査を受けない
建築物に係る同
条第20項の規定
に基づく工事の
完了の通知に対
する検査

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル 以内のもの	14,000 円
床面積の合計が30平方メートル	17,000

(350)～(351)の2 一略一

(352) 建築基準 中間検査 次の表の
法第7条の3第を受けな 左欄に掲
4項の規定によい建築物 げる区分
る中間検査を受の完了検 に応じ、そ
けない建築物に査申請等 れぞれ同
係る同法第7条手数料 表の右欄
第1項の規定に に定める
に基づく完了検査 額
の申請又は同法
第18条第29項の
規定による中間
検査を受けない
建築物に係る同
条第20項の規定
に基づく工事の
完了の通知に対
する検査

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル 以内のもの	19,000 円
床面積の合計が30平方メートル	29,000

を を超え100平方メートル以内のもの	円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	23,000 円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000 円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	52,000 円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	72,000 円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	175,000 円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	284,000 円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	563,000 円
備考 一略一	

(352)の2 建築 中間検査 次の表の
基準法第7条のを受けた 左欄に掲
3第4項の規定建築物の げる区分
による中間検査完了検査 に応じ、そ
を受けた建築物申請等手 れぞれ同
に係る同法第7 数料 表の右欄
条第1項の規定 に定める
に基づく完了検 額
査の申請又は同
法第18条第29項
の規定による中
間検査を受けた
建築物に係る同
条第20項の規定
に基づく工事の
完了の通知に対
する検査

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	12,000 円
床面積の合計が30平方メートル	15,000

を を超え100平方メートル以内のもの	円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	42,000 円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	55,000 円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	69,000 円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000 円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	260,000 円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	406,000 円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	705,000 円
備考 一略一	

(352)の2 建築 中間検査 次の表の
基準法第7条のを受けた 左欄に掲
3第4項の規定建築物の げる区分
による中間検査完了検査 に応じ、そ
を受けた建築物申請等手 れぞれ同
に係る同法第7 数料 表の右欄
条第1項の規定 に定める
に基づく完了検 額
査の申請又は同
法第18条第29項
の規定による中
間検査を受けた
建築物に係る同
条第20項の規定
に基づく工事の
完了の通知に対
する検査

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000 円
床面積の合計が30平方メートル	27,000

を越え100平方メートル以内のもの	円
床面積の合計が100平方メートルを越え200平方メートル以内のもの	21,000 円
床面積の合計が200平方メートルを越え500平方メートル以内のもの	29,000 円
床面積の合計が500平方メートルを越え1,000平方メートル以内のもの	49,000 円
床面積の合計が1,000平方メートルを越え2,000平方メートル以内のもの	65,000 円
床面積の合計が2,000平方メートルを越え10,000平方メートル以内のもの	165,000 円
床面積の合計が10,000平方メートルを越え50,000平方メートル以内のもの	270,000 円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	549,000 円
備考 一略一	

(353)～(423)の9の2 一略一

(423)の10 都 低炭素建築 次の表の市の低炭素化 物新築等計 左欄に掲げる区分の促進に関する画認定申請 げる区分る法律（平成手数料 に応じ、そ24年法律第84 れぞれ同号）第53条第 表の右欄1項の規定に に定める基づく低炭素 額建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

区分	金額
イ 一略一	一略一
ロ 共同住宅等（共同住宅、 <u>長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないも</u>	一略一

を越え100平方メートル以内のもの	円
床面積の合計が100平方メートルを越え200平方メートル以内のもの	39,000 円
床面積の合計が200平方メートルを越え500平方メートル以内のもの	54,000 円
床面積の合計が500平方メートルを越え1,000平方メートル以内のもの	65,000 円
床面積の合計が1,000平方メートルを越え2,000平方メートル以内のもの	93,000 円
床面積の合計が2,000平方メートルを越え10,000平方メートル以内のもの	250,000 円
床面積の合計が10,000平方メートルを越え50,000平方メートル以内のもの	393,000 円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	692,000 円
備考 一略一	

(353)～(423)の9の2 一略一

(423)の10 都 低炭素建築 次の表の市の低炭素化 物新築等計 左欄に掲げる区分の促進に関する画認定申請 げる区分る法律（平成手数料 に応じ、そ24年法律第84 れぞれ同号）第53条第 表の右欄1項の規定に に定める基づく低炭素 額建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

区分	金額
イ 一略一	一略一
ロ 共同住宅等に係る申請	一略一

のに限る。)をいう。以下同じ。)に係る申請	
ハ 人の居住の用に供する部分(以下「住宅部分」という。)を有しない建築物に係る申請	一略一
ニ 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物(一戸建ての住宅を除く。以下「複合建築物」という。)に係る申請	一略一
備考 1及び2 一略一	

第423号の10の表の付表第1

区分		金額
一略一		一略一
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める	一略一	一略一

ハ 住宅部分を有しない建築物に係る申請	一略一
ニ 複合建築物に係る申請	一略一
備考 1及び2 一略一	

第423号の10の表の付表第1

区分		金額
一略一		一略一
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	一略一	一略一

基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。)		
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の10の表の付表第2

に限る。)		
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。)	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	29,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の10の表の付表第2

	区分	金額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—	—略—

	区分	金額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第14条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—	—略—
都市の低炭素化の促進に関	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が300平方	87,000

上記以外 の場合	床面積の合計が300平方 メートル以内のもの	70,000 円
	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の10の表の付表第3 —略—
(423)の11 都 低炭素建築 次の表の
市の低炭素化 物新築等計 左欄に掲
の促進に關す 画変更認定 げる区分
る法律第55条 申請手数料 に応じ、そ
第1項の規定 れぞれ同
に基づく低炭 表の右欄
素建築物新築 に定める
等計画の変更 額
の認定の申請
に対する審査

する法律 第54条第 1項第1 号に掲げ る基準に 適合する ことにつ いて審査 を受ける 場合（建 築物エネ ルギー消 費性能基 準等を定 める省令 第10条第 2号イ (1)及び ロ(2)又 はイ(2) 及びロ (1)に定 める基準 に適合す ることに ついて審 査を受け る場合に 限る。)	メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え5,000 平方メートル以内のも の 床面積の合計が5,000平 方メートルを超えるも の	円 152,00 0円 222,00 0円
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方 メートル以内のもの	70,000 円
	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の10の表の付表第3 —略—
(423)の11 都 低炭素建築 次の表の
市の低炭素化 物新築等計 左欄に掲
の促進に關す 画変更認定 げる区分
る法律第55条 申請手数料 に応じ、そ
第1項の規定 れぞれ同
に基づく低炭 表の右欄
素建築物新築 に定める
等計画の変更 額
の認定の申請
に対する審査

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考 1及び2 一略一	

第423号の11の表の付表第1

区分	金額
一略一	一略一
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,000円 一略一
備考 一略一	

第423号の11の表の付表第2

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考 1及び2 一略一	

第423号の11の表の付表第1

区分	金額
一略一	一略一
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 13,000円 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 15,000円
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,000円 一略一
備考 一略一	

第423号の11の表の付表第2

区分		金額
一略一	一略一	一略一
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000 円
	一略一	一略一
備考 一略一		

第423号の11の表の付表第3 (423)の11の2 建築物エネルギー消費性能の向上等に判定手数料に関する法律第

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同

区分		金額
一略一	一略一	一略一
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	26,000 円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	44,000 円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000 円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	111,000 円
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000 円
	一略一	一略一
備考 一略一		

第423号の11の表の付表第3 (423)の11の2 建築物エネルギー消費性能の向上等に判定手数料に関する法律第

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同

12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

表の右欄に定める額

11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係るもの	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係るもの	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係るもの	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係るもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表

	<u>の右欄に定める額</u> (ロ) 非住宅部 <u>分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u>
--	---

第423号の11の2の表の付表第1

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000 円
(2)及びロ(2)又は(2)イ	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	22,000 円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	29,000 円
(1)及びロ(2)又はロ(1)に定	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	32,000 円

定める基準に適合することについて審査を受ける場合		
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	42,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の11の2の表の付表第2

	区分	金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	36,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	61,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	108,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	161,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	55,000円

消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (1)及び ロ(2)又 はイ(2) 及びロ (1)に定 める基準 に適合す ることに ついて審 査を受け る場合	床面積の合計が300平 方メートルを超え	90,000 円
	2,000平方メートル以 内のもの	
上記以外 の場合	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え	155,000 円
	5,000平方メートル以 内のもの	
	床面積の合計が5,000 平方メートルを超える もの	225,000 円
	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	73,000 円
	床面積の合計が300平 方メートルを超え	120,000 円
	2,000平方メートル以 内のもの	
	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え	202,000 円
	5,000平方メートル以 内のもの	
	床面積の合計が5,000 平方メートルを超える もの	289,000 円
備考		
<p>1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分。以下この表、次号の表の付表第2の備考及び第423号の15の表の付表第2の備考において同じ。）に係る床面積について算定する。</p>		

2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。

第423号の11の2の表の付表第3

	区分	金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。	91,000 円
	以下この号、次号及び第423号の15において同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が300平方メートルを超え	116,000 円
	1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	151,000 円
	2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	243,000 円
	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	316,000 円
	10,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え	380,000 円	
25,000平方メートル以内のもの		
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	445,000 円	
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	234,000 円
	床面積の合計が300平	293,000

	区分	金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	91,000 円
	床面積の合計が300平方メートルを超え	116,000 円
	1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	151,000 円
	2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	243,000 円
	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	316,000 円
	10,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え	380,000 円	
25,000平方メートル以内のもの		
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	445,000 円	
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	234,000 円
	床面積の合計が300平	293,000

方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	円
床面積の合計が1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	377,000 円
床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	537,000 円
床面積の合計が5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以 内のもの	661,000 円
床面積の合計が10,000 平方メートルを超え 25,000平方メートル以 内のもの	780,000 円
床面積の合計が25,000 平方メートルを超える もの	890,000 円

備考

- 1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第2条の規定による非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量を同省令第3条の規定による非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量で除したものをいう。以下同じ。）を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、そ

方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	円
床面積の合計が1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	377,000 円
床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	537,000 円
床面積の合計が5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以 内のもの	661,000 円
床面積の合計が10,000 平方メートルを超え 25,000平方メートル以 内のもの	780,000 円
床面積の合計が25,000 平方メートルを超える もの	890,000 円

備考

- 1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について算定する。

れ以外の場合にあっては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。

(423)の11の3 計画変更の 次の表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(423)の11の3 計画変更の 次の表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係るもの	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係るもの	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係るもの	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係るもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

	を合計した 額
	(イ) 住宅部分
	この表の 付表第1 又は付表 第2の左 欄に掲げ る区分に 応じ、それ ぞれ同表 の右欄に 定める額
	(ロ) 非住宅部 分 この 表の付表 第3の左 欄に掲げ る区分に 応じ、それ ぞれ同表 の右欄に 定める額

第423号の11の3の表の付表第1

区分		金額
建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (2)及び ロ(2)に 定める基 準に適合 すること について 審査を受 ける場合	床面積の合計が200平 方メートル以内のもの	12,000 円
	床面積の合計が200平 方メートルを超えるも の	13,000 円
建築物エ ネルギー 消費性能	床面積の合計が200平 方メートル以内のもの	16,000 円
	床面積の合計が200平	18,000

基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	方メートルを超えるもの	円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	23,000円

備考

1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。

2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。

第423号の11の3の表の付表第2

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	32,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円

すること について 審査を受 ける場合	床面積の合計が5,000 平方メートルを超える もの	82,000 円
建築物エ ネルギー	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	29,000 円
消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (1)及び ロ(2)又 はイ(2) 及びロ (1)に定 める基準 に適合す ることに ついて審 査を受け る場合	床面積の合計が300平 方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	47,000 円
上記以外 の場合	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	79,000 円
	床面積の合計が5,000 平方メートルを超える もの	114,000 円
	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	38,000 円
	床面積の合計が300平 方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	62,000 円
	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	103,000 円
	床面積の合計が5,000 平方メートルを超える もの	146,000 円
備考		
<p>1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面</p>		

積について算定する。

第423号の11の3の表の付表第3

区分		金額
建築物エネルギー	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,000円
	消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	60,000円
消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	77,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	123,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	192,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
	上記以外の場合	119,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	270,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	332,000円

区分		金額
建築物エネルギー	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,000円
	消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	60,000円
消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	77,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	123,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	192,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
	上記以外の場合	119,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	270,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	332,000円

10,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え	392,000 円
25,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000 円

備考

1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。

2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、それ以外の場合にあっては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。

(423)の12 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

建築物1棟につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考	
1 申請に係る建築物の計画について	

10,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え	392,000 円
25,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000 円

備考

1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。

2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について算定する。

(423)の12 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

建築物1棟につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考	
1 申請に係る建築物の計画について	

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

2 一略一

第423号の12の表の付表第1

区分		金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		5,000円
一略一		一略一
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	一略一	一略一
備考 一略一		

第423号の12の表の付表第2

区分		金額
登録住宅性能評価	一略一	一略一

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

2 一略一

第423号の12の表の付表第1

区分		金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		5,000円
一略一		一略一
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	29,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	一略一	一略一
備考 一略一		

第423号の12の表の付表第2

区分		金額
登録住宅性能評価	一略一	一略一

機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		
一略一	一略一	一略一
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円
	一略一	一略一
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー		

機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		
一略一	一略一	一略一
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	52,000円
第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	87,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	152,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	222,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円
	一略一	一略一
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算		

消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分に係る床面積について算定する。

定する場合にあっては、共用部分を除いた部分。次号の表の付表第2の備考において同じ。）に係る床面積について算定する。

第423号の12の表の付表第3

区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—
—略—	—略—
備考	—略—

(423)の13 建 建築物エネルギー消費性能向上計画の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

申請に係る建築物の計画の変更に係る建築物1棟につき、次の表（当該変更の内容が当該計画に新たな他の建築物（建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

第423号の12の表の付表第3

区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—
—略—	—略—
備考	—略—

(423)の13 建 建築物エネルギー消費性能向上計画の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

申請に係る建築物の計画の変更に係る建築物1棟につき、次の表（当該変更の内容が当該計画に新たな他の建築物（建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

ルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものであるときは、当該追加する他の建築物にあつては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

ルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものであるときは、当該追加する他の建築物にあつては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考	
1 申請に係る建築物の計画について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。	

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考	
1 申請に係る建築物の計画について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。	

2 一略一

第423号の13の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	3,000円
一略一	一略一
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,000円 一略一
備考	一略一

第423号の13の表の付表第2

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	一略一

2 一略一

第423号の13の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	3,000円
一略一	一略一
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 13,000円 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 15,000円
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,000円 一略一
備考	一略一

第423号の13の表の付表第2

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	一略一

1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円
—略—	—略—	—略—
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円
	—略—	—略—
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、共用部分を除いた部分）に係る床面積について算定する。		

第423号の13の表の付表第3

区分		金額
登録建築物エネルギー消費性能判定	—略—	—略—

1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円
—略—	—略—	—略—
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	44,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	111,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円
	—略—	—略—
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の13の表の付表第3

区分		金額
登録建築物エネルギー消費性能判定	—略—	—略—

機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の14 建 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、

機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の14 削除

	それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係る申請	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円
建築物のエネルギー消費性能の	5,000円

向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付(以下この号において「検査済証の交付」という。)を受けている場合		
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合		5,000円
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(以下この号において「建設住宅性能評価書」という。)の交付を受けている場合		5,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	39,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積につ		

いて算定する。

第423号の14の表の付表第2

区分		金額
登録住宅 性能評価	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000 円
機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000 円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000 円
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000 円
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000 円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000 円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000 円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000 円

定に基づ	床面積の合計が2,000	46,000
く低炭素	平方メートルを超え	円
建築物新	5,000平方メートル以	
築等計画	内のもの	
の認定及	床面積の合計が5,000	82,000
び検査済	平方メートルを超える	円
証の交付	もの	
を受けて		
いる場合		
建設住宅	床面積の合計が300平	10,000
性能評価	方メートル以内のもの	円
書の交付	床面積の合計が300平	20,000
を受けて	方メートルを超え	円
いる場合	2,000平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が2,000	46,000
	平方メートルを超え	円
	5,000平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が5,000	82,000
	平方メートルを超える	円
	もの	
建築物エ	床面積の合計が300平	33,000
ネルギー	方メートル以内のもの	円
消費性能	床面積の合計が300平	58,000
基準等を	方メートルを超え	円
定める省	2,000平方メートル以	
令第1条	内のもの	
第1項第	床面積の合計が2,000	105,000
2号イ	平方メートルを超え	円
(2)又は	5,000平方メートル以	
(3)及び	内のもの	
ロ(2)又	床面積の合計が5,000	158,000
は(3)に	平方メートルを超える	円
定める基	もの	
準に適合		
すること		
について		
審査を受		
ける場合		
上記以外	床面積の合計が300平	70,000
の場合	方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が300平	117,000
	方メートルを超え	円

	2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	199,000円
	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	286,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、共用部分を除いた部分）に係る床面積について算定する。		

第423号の14の表の付表第3

	区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え	17,000円
	1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	27,000円
	2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	82,000円
	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	129,000円
	10,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	163,000円
	25,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
建築物の	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円

エネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が300平方メートルを超え	17,000円
	1,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	27,000円
	2,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	82,000円
	5,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	129,000円
	10,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	163,000円
	25,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え	17,000円
	1,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	27,000円
	2,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	82,000円
	5,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	129,000円
	10,000平方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	163,000円

	25,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
建築物エネルギー	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	88,000円
消費性能基準等を定める省令第1条	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	113,000円
第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	313,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	377,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	442,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	290,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	374,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	534,000円

床面積の合計が5,000平方メートルを超え	658,000円
10,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え	777,000円
25,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	887,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。	

(423)の15 建 建築物エネルギー消費性能確保計画の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当することの証明の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(423)の15 建 建築物エネルギー消費性能確保計画の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当することの証明の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同

	表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係る申請	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第423号の15の表の付表第1

区分	金額
----	----

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	12,000 円
(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	13,000 円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000 円
(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	18,000 円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000 円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	23,000 円
備考		
1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物		

を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。

第423号の15の表の付表第2

	区分	金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	32,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	79,000円

及びロ (1)に定 める基準 に適合す ることに ついて審 査を受け る場合	床面積の合計が5,000 平方メートルを超える もの	114,000 円
上記以外 の場合	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	38,000 円
	床面積の合計が300平 方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	62,000 円
	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	103,000 円
	床面積の合計が5,000 平方メートルを超える もの	146,000 円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る 建築物の住宅部分に係る床面積につ いて算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ る床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の住宅部分に係る床面 積について算定する。		

第423号の15の表の付表第3

区分		金額
建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 1号ロに 定める基 準に適合 すること について	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	47,000 円
	床面積の合計が300平 方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	60,000 円
	床面積の合計が1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	77,000 円
	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え	123,000 円

区分		金額
建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 1号ロに 定める基 準に適合 すること について	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	47,000 円
	床面積の合計が300平 方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	60,000 円
	床面積の合計が1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	77,000 円
	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え	123,000 円

審査を受ける場合	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	160,000円
	10,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	192,000円
	25,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	119,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え	148,000円
	1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	190,000円
	2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	270,000円
	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	332,000円
	10,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	392,000円
	25,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合にお		

審査を受ける場合	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	160,000円
	10,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	192,000円
	25,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	119,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え	148,000円
	1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	190,000円
	2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	270,000円
	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	332,000円
	10,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	392,000円
	25,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合にお		

る床面積の合計は、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する場合にあつては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、それ以外の場合にあつては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。

(423)の16～(478) 一略一

2 一略一

る床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について算定する。

(423)の16～(478) 一略一

2 一略一